

## 給与所得とは何か！

三木 義一

本稿のもくろみはきわめて簡単で、ただ三つの問題を取り扱うつもりである。それは、

- 一 給与所得とは何か……すべて
- 二 今日までその申告上の地位はいかなるものであったか……ゼロ
- 三 それは何を求めるか……必要経費の実額控除

これらの回答の正否はやがて明らかにされるであろう。

\* \* \*

大学が存続しかつ栄えるためには何が必要であろうか。それは教職員の労

働と学生の勉学である。総じて、教員の労働には四つの種類がある。

- (1) 勤務大学での義務としての講義。義務であるので、しない方が学生のためになると思われるような講義もしなければならない。最近はこちらに、一向に進行しない会議をさらに長引かすために必要な書面作成と、勉強しないのに不満ばかりアンケートに書いてくる学生様のためのレジュメ作りが加わる。

- (2) 講義をするためにはやはり研究をしなければならない。一〇年間同じノートで同一内容の講義をするような

ことは教員として許されない。毎年工夫し、いかに学生の騒音に悩まされずに講義に集中できるかを研究すべきであり、全員を眠らせるのに二〇分も要している私などはまだまだ修行が足りない。

- (3) 勤務大学から要請されて行う附属高校入試などの協力、関係施設へ教え子を派遣する幹旋などへの労働もある。いわゆる全入時代を迎えて、教員の労働の比重も講義・研究から学生を迎え入れるための労働へと移行しつつある。大学の講義は入学してしまった学生達を相手にするので避けられない

が、高校などへの出張講義は回避可能である。ある高校での出張講義を担当した翌年、その高校からの受験生がいなくなつた私は、おかげで激務から解放されている。

(4) 他大学で非常勤として講義をすることも多い。大学が専任教員ではまかなえない講義数と学生を抱え、そのしわ寄せを非常勤に頼っている。格差社会是正のために正規雇用の重要性が叫ばれており、大学こそがその範を垂れるべきであるのに、ますます効率経営が蔓延し、非常勤と契約職員だらけになっている。断固として非常勤は拒否すべきだが、本務校の非情な給与が私を非常勤に追い立てている。

\* \* \*

この労働以外に、才能と人脈に恵まれた一部教員には、勤務先以外での講演、鑑定、原稿執筆などがあるが、こ

れらの労働は勤務に基づかないので、その対価も給与ではない。

給与所得とは何か。給与所得とは「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労働の対価として使用者から受ける給付」をいう。したがって、(1)の労働に対する対価は当然含まれる。(2)の労働のために、大学が「研究費、特別研究費、研究雑費又は研究費補助」などの名目で支払う給付も原則給与所得である。ただし、「大学が当該教授等からその費途の明細を徴し、かつ、購入に係る物品がすべて大学に帰属するものであるなど、大学が直接支出すべきであったものを当該教授等を通じて支出したと認められる一場合には給与とはされない。この取扱のためにどれほど書類を書かされるか、大学の教員なら誰でも知っているはずである。(3)も勤務先の指揮命令に服している以上、

給与所得であることは間違いない。問題は(4)の非常勤報酬である。勤務先ではない大学で誰からの指揮命令も受けずに、それぞれの創意工夫で行っている。したがって、給与所得ではなく、雑所得として、その大学教員との交際費やこの講義のためだけに使う専門書などを経費として控除したい。しかし、「支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け」、その労働の対価として受領しているのが、非常勤報酬も給与所得に含まれることが判例で確立している。

才能を有しているものの人脈に恵まれなかった私は、これ以外の原稿料、講演料、鑑定料(これらの所得は「雑所得」や「事業所得」に分類される)などはない。

ゆえに、給与は私に帰属するすべてのものを包含するものであり、給与で

ないものが私に帰属することはない。  
給与所得とは何か——私にとってすべ  
てである。

\* \* \*

われわれは、納税者が長い間呻吟し  
てきた奴隷状態を検討し、現在なお脱  
却しきれないでいる束縛と屈辱の状態  
を検討している。税法上の条件は変わ  
ってきたが、もっと変えねばならな  
い。給与所得が自由になれば、納税  
者が全体として自由になることもとう  
てい不可能である。給与所得者四五〇  
〇万人のうち、いったい何割が申告を  
しているのだろうか。

給与所得は源泉徴収制度と年末調整  
制度が適用され、そのために必要経費  
なども概算で給与所得控除として控除  
でき、その結果確定申告をする実益が  
ない。もちろん、給与収入が二〇〇〇  
万円を超えれば申告義務が生じる。平

成一七年度の資料によれば、全国で二  
〇万一〇〇〇人の給与所得者が二〇〇  
〇万円を超えているが、はたしてこの  
なかに大学研究者がいるのだろうか。  
給与以外の所得金額が二〇万円を超え  
る場合と、勤務校以外の非常勤報酬な  
どの収入金額とほかの所得金額の合計  
二〇万円をこえた場合も申告もしなけ  
ればならない。しかし、低額な非常勤  
報酬しかない私には申告の機会がな  
い。四五〇〇万の給与所得者の大半が  
この状態におかれている。これが給与  
所得の自由を奪っているのである。

\* \* \*

この問題は次の方法によって解決で  
きる。すなわち、給与所得にも実額経  
費控除を導入することによってであ  
る。この問題については、かつて京都  
にあるD大学の教員であるO教授が果  
敢に挑戦したことは、あまりにも有名

である。教授の提訴のおかげで、裁判  
では敗訴となったとはいえ、国は違憲  
の判断を回避するために、訴訟提起後  
どんどん給与所得控除額を引き上げ、  
現在では一〇〇〇万円の給与収入の場  
合は二二〇万円も控除できるのであ  
る。教授は裁判では負けたが、実質で  
は勝ったのである。しかもその成果を  
自分の一人のものにするのではなく、  
全給与所得者に分け与えたのである。

真に、教員の鑑であり、全国の給与所  
得者は京都に足に向けて寝てはならな  
いのである。

しかし、給与所得控除がいかに高額  
であり、国際的に見ると日本の給与所  
得者が優遇されているとはいえず、それ  
は申告の自由を奪われた代償に過ぎ  
ず、かかる優遇措置に甘んじていては  
ならないのである。教員も自分の収入  
を申告し、課税所得を減らすための経  
費の証明に努力すべきなのである。そ



うすれば、祇園、宮川町、上七軒あたりで飲み歩いている弁護士たちがいかに大変な努力をしているか実感できるはずである。彼らの交際費といえども

青天井ではないし、調査官を迎える心労も大変である。今日の酒が明日の仕事につながる因果関係の証明など、弁護士業務をしたことのない者にどうして理解させること

お前はいいよな。申告もしないし、調査もないし...

そういうお前だつて...。今日の費用を...

ができようか。翻って、彼らからすれば、大学教員などの給与所得者こそ、申告はしなくていいし、多額の控除額があり、しかも計算と納税まで雇用者がしてくれており、おまけに調査の心配もない特権階級ではないか、と反論されるのである。弁護士のボチとしてお伴することの多い

私は、この点については沈黙を守るほかないのである。

これまでのことを冷静に判断すると、「な〜んだ、今の給与所得の方がいいじゃない」と思う賢明な諸君がいることは容易に推測できる。しかし、このような特権的所得を温存し、その代償に、税制に対する関心を喪失してはならないのである。それは、あたかも病人の身体に、病人を衰えさせ苦悩させる病毒を置くことと同じである。病人はすべからず病毒を一扫し、健康を回復し、あらゆる器官の活動を良くして、税制の諸原理を損なう恐れのある病的な仕組みを今後断じて体内に作らぬようにすべきなのである。

【参考文献】

シェイエス著／大岩誠訳『第三階級とは何か』（岩波文庫）

（みき・よしかず）

立命館大学大学院法務研究科・法学部教授